

## 令和7年度 財政援助団体等監査（第1回）

※各事項のカッコ内の数字は監査結果報告書の本文に付した番号を表します。

### 1 株式会社サントエナジーうえだ

#### (1) 監査の結果 [指摘事項] に関する報告に基づく措置等の内容

指 摘 事 項	措置等の状況	
1 第1期定期株主総会の事業報告について (①)	<p>会社法施行規則（以下「施行規則」という）第118条によるべきところ公開会社の特則（施行規則第119条）のうち第1号だけを記載したため、「該当なし」が多い反面、株式や会社役員に関する事項等の株式会社の状況に関する重要な事項が記載されていません。専門家の意見が反映されておりません。事業報告は利害関係者に対する説明責任を果たす上で重要な報告であり、草案作成から定期株主総会報告に至る内部統制の欠陥ともいえます。</p> <p>草案作成、役員の決裁、監査役の監査、取締役会の承認、株主総会報告の各過程で第2期以降改善されることを求めます。</p>	<p>本件につきましては、顧問契約を締結している弁護士及び公認会計士に経過説明の上、対応について協議し、当社取締役会（令和7年9月22日開催）において今後の対応を含め報告いたしました。</p> <p>第2期以降の事業報告にあたりましては、会社法その他関係法令に照らし適切な報告書とすることはもとより、株主をはじめとする利害関係者への説明責任が十分に果たされるよう記載内容を精査し、草案作成の段階から、弁護士、公認会計士等の専門家に対して意見を求めてことといたします。</p>
2 第1期定期株主総会の計算関係書類について (②)	<p>「販売費・一般管理費内訳書」が損益計算書の後に綴られています。会社計算規則（以下「計算規則」という）第117条第3号によれば計算書類に係る附属明細書に掲げる事項として「販売費及び一般管理費の明細」を掲げており、個別注記表（計算書類の一部）の後に綴られるべきものと思料します。</p> <p>損益計算書の表示科目に関して、営業利益・経常利益・税引前当期純利益・当期純利益と表示されて金額に△を付しています。計算規則によれば営業損失・経常損失・税引前当期純損失・当期純損失として△を付さないよう求めています。（計算規則第90条から第92条及び第94条の各第2項）</p>	<p>本件につきましては、顧問契約を締結している弁護士及び公認会計士に経過説明の上、対応について協議し、当社取締役会（令和7年9月22日開催）において今後の対応を含め報告いたしました。</p> <p>第2期以降の事業報告にあたりましては、会社法その他関係法令に照らし適切な報告書とすることはもとより、株主をはじめとする利害関係者への説明責任が十分に果たされるよう記載内容を精査し、草案作成の段階から、弁護士、公認会計士等の専門家に対して意見を求めてことといたします。</p>

用語や綴る順序並びに表示科目についても  
第2期以降は法令を順守してください。

## (2) 監査の結果 [指導事項] に関する報告に基づく措置等の内容

指 導 事 項	措置等の状況
<b>1 情報公開の徹底について (④)</b> <p>シンジケートローン契約書（以下「契約書」という。）によれば、会社が作成する会社法に定める計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に照らして正確かつ適法に作成すること、各四半期会計期間末日の合計残高試算表を真実かつ正確に作成することを求め、期限内に報告することが借入人の義務として明記されています。</p> <p>「経団連のひな形」や「中小企業の会計に関する基本要領」に依るだけでなく、契約書で借入人の義務とされた重要な事項や上田市から派遣されている人員等について、議会や職員・市民等に情報公開を徹底するよう求めます。</p>	<p>当該契約書に定められた事項に関しましては、適切に履行してまいります。</p> <p>筆頭株主で、地域脱炭素に係る事業を連携して進める相手方となる上田市とも協議の上、必要な情報公開について誠実に取り組んでまいります。</p>

## (3) 監査の結果 [検討事項] に関する報告に基づく措置等の内容

検 討 事 項	措置等の状況
<b>1 議事録の作成日について (③)</b> <p>開催日と作成日が異なっている議事録がありました。（臨時株主総会：開催日令和6年9月5日－作成日9月17日、取締役会：開催日令和6年9月17日－作成日9月18日）法令に定めはありませんが一般的には同日とされておりますので検討してください。</p>	<p>特段の事情がない場合は、開催日と議事録作成日が同日となるよう検討してまいります。</p>

(4) 監査の結果に関する報告に添えて提出する [意見] 基づく方針の内容

意 見	方針の内容
<p>1 事業継続とシンジケートローン返済義務の履行 ((5))</p> <p>第三セクター等の経営健全化等に関する指針では、損失補償や出資（増資を含む。）に係る公的支援（財政支援）の考え方を示しています。すなわち、債務については損失補償を行なうべきでないこと、出資については出資額に応じた権利等が生じる場合が多いことから公と民の役割やリスク等の分担の考え方と公的支援としての意義の双方を勘案して、出資の是非・規模等を判断することが必要とされています。</p> <p>契約書によれば、上田市の損失補償義務は明文化されていませんが、借入人（会社）の義務として上田市の借入人に対する議決権比率を50.25%以上に維持させること及び財務制限条項の遵守確約が定められていることから、返済財源に支障あれば上田市から追加出資（増資）として財政負担が生じます。</p> <p>公的支援の在り方として、安易な損失補償に依らず、フリー・キャッシュフローを重視した企業価値の創出に全力で取組むことが求められています。</p>	<p>公的支援については、総務省策定の当該指針等を踏まえ上田市において適切に検討され、市議会の審査を経て決定するものと認識しております。</p> <p>当社といたしましては、引き続き、設立趣旨に則り、事業性と公益性のバランスの取れた、自立的な経営を目指してまいります。</p>

## 2 環境部環境政策課

### (1) 監査の結果 [指導事項] に関する報告に基づく措置等の内容

指導事項	措置等の状況
1 会社の事業継続と内外環境の変化に対する適切な対応について (①)	<p>会社に対する意見に記載のとおり、事業継続とシンジケートローン返済義務の履行が必須条件であり、事業不振による増資は避けなければなりません。回復見込みのない事業不振による増資は上田市が財政負担を負うことであり、避けなければなりません。</p> <p>契約先の合意により上田市に所縁のある公開企業等に経営移管を要請して、市民負担を避けることも念頭に置くべきです。</p> <p>さらに、補助金申請の所管部局として国及び長野県や近隣市町村に対して支援を求めるここと、契約書に定める借入人（会社）の義務の達成状況を指導監督すること、NPO やベンチャー企業等の株主に対しては円滑な情報共有が重要であること等、諸課題に対して適切な対応を求めます。</p> <p>株式会社サントエナジーうえだは、設立して1年ほど経過したところですが、現状は国の選定を受けた脱炭素先行地域事業を進めていく中で、その経営基盤を強化していくことを最優先に考えていく必要があると認識しております。そのうえで、同社が早期に自立していくよう、支援していきたいと考えております。</p> <p>併せて、必要に応じ、国・県・近隣市町村への支援要請、契約義務の履行状況の指導監督、株主への情報共有を図り、諸課題に適切に対応してまいります。</p>
2 上田市議会や職員・市民等への PR の推進について (②)	<p>上田市職員録（令和7年4月1日）を拝見したところ、諸団体・法人に会社が洩れていました。職員への周知・徹底が欠如しています。府内情報システム等を通して会社に対する現状の理解や課題を共有する工夫が大切です。</p> <p>議会や市民に対する解りやすいPRが十分とはいえません。会社のパンフレット、上田市の広報やホームページへのリンク等を活用すべきです。</p> <p>議会や市民の理解と協力なくして事業目的は達成できないことを肝に命じて報道機関への公表を含めて適切に対応してください。</p> <p>株式会社サントエナジーうえだに関する情報が職員録に掲載されていなかった件については、本監査受検後に、ただちに名簿を追加し、担当課へ送付いたしました。このほか府内情報システム等を活用し、職員への周知を図るとともに、会社の現状や課題を随時共有してまいります。また、議会や市民への理解促進に向け、会社パンフレットの活用や、市広報・ホームページへのリンク掲載を行い、分かりやすい情報発信を強化します。さらに、報道機関への公表を含め、適切な広報対応を実施し、議会・市民の理解と協力を得ながら事業目的の達成に努めてまいります。</p>

### 3 監査基本調書の正確な作成（③）

準拠する会計基準や資本金の額等に記載誤りがあり、訂正を求めました。  
調書作成者と決裁者による複数チェック等の組織体制整備と風通しの良い職場環境を育ててください。

ご指摘を踏まえ、準拠する会計基準や資本金額等の記載誤りは速やかに訂正しました。今後、情報共有や意見交換が円滑に行える風通しの良い職場環境づくりに努め、正確性と透明性の確保に取り組んでまいります。

上田市監査委員